

こんにちは 保健センターです



問合せ 保健センター ☎0495-77-4041 FAX0495-77-0550

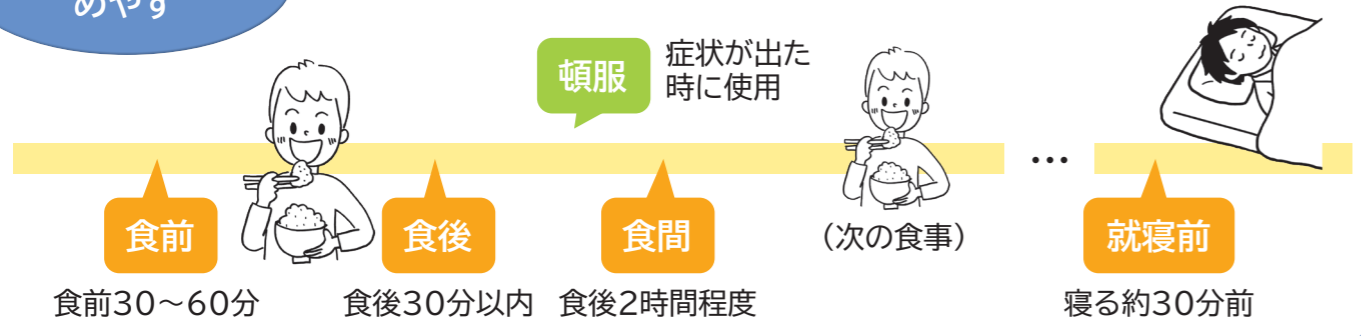
くすりは上手に使いましょう

人の体には、「自然治癒力」という、病気を防いだり治したりしようとする力が備わっています。この力を助けてくれるのが「くすり」です。

くすりの飲み方 =ルールを守ろう=

くすりには効果の持続時間や安全性を考えて、用法・用量が決められています。医師や薬剤師の指示に従い、使用方法や使用量を守りましょう。

服薬時間のめやす



くすりの【主作用】と【副作用】

くすりは、本来の働きである「主作用」と好ましくない働きである「副作用」を併せ持っています。自分に合ったくすりを正しく使うことで副作用の危険を減らすことができます。

【主な副作用】



副作用の原因

- ・くすりの性質 (痛み止めを飲んだら胃が痛くなった)
- ・体質(アレルギーなど)
- ・飲み合わせ(他のくすりと一緒に飲んだ)
- ・使い方(多く飲んでしまった)
- ・予期できないもの(新しい副作用)

おくすり手帳を活用しましょう

複数の医療機関を受診すると、くすりの種類や量が増えます。なかには、一緒に飲むと効き目が強くなりすぎたり弱くなったりするものがあります。受診の際には「おくすり手帳」を活用しましょう。

知っていますか? 「ポリファーマシー」

ポリファーマシーとは「多剤服用」という意味です。しかし多剤服用そのものが悪いわけではなく、多くのくすりを服用することにより、副作用などの有害事象を起こすことを特にポリファーマシーと呼んでいます。



くすりを飲んで、体の具合がいつもと違ったり「何か変だな」と感じたら、すぐに医師か薬剤師へ相談しましょう。

子育て

問合せ：子育て相談窓口 ☎0495-74-0205 FAX 0495-77-2117

項目	日時	場所	内容・その他
ここに相談日 ～妊婦さんから 子育て相談～	毎週水曜日 午前9時20分～11時20分 ※電話等でお申込みください。	保健センター	妊娠中のことや、お子さんに関することをご相談ください。お子さんの身長・体重の計測も行っています。
療育相談	お子さんの健やかな成長を応援するため理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による相談を行っています。「言葉が遅い」「発音が不明瞭」「なかなか歩かない」など発育・発達面の心配ごとがある方は、子育て相談窓口へご連絡ください。		

乳幼児健診および子育て関連各種事業について(5月22日現在)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、6月末までの乳幼児健診と子育て関連各種事業については、中止・延期等の措置を取っております。延期後の日程やその他の事業の最新の情報につきましては、町ホームページ等でお知らせいたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。妊娠中の心配ごとや育児・離乳食についての相談は電話で受け付けていますのでご連絡ください。

【問合せ】子育て相談窓口 ☎0495-74-0205 FAX0495-77-2117

◆休日急患診療所(内科系疾患)[本庄市児玉郡医師会]

本庄市保健センター(本庄市民文化会館となり)内で、内科系で比較的症状が軽く、入院の必要がない方の診療を行います。

☎0495-23-3322
※診療以外に関するお問い合わせ・電話相談はご連絡ください。

診療日 日曜日・休日・年末年始(12/30～1/3)
平日木曜日夜間
時間 午前9時～正午、午後1時～4時、午後7時～10時
※平日木曜日夜間は、午後8時～10時
※健康保険証を持参してください。
※夜間の診療は午後9時45分までに受付をしてください。

◆救急車を呼ぶほどではないけれど

救急車を呼ばなくても病院等へ行くことが出来る場合、そんな時の医療機関の情報をご案内します。

☎0495-24-1119(24時間対応)
児玉郡市広域消防本部

◆全国共通救急電話相談ダイヤル(24時間365日対応)

急な病気やけがに関して、相談員(看護師)が医療機関を受診すべきかどうかなどをアドバイスします。相談者の年齢は問いません。

☎#7119
☎048-824-4199(IP電話などの場合)
※☎#7000(大人の救急電話相談)と☎#8000(小児救急電話相談)も今までどおりご利用できます。

◆在宅当番医療機関(午前中のみ)

月日	医療機関名	☎0495
6月7日(日)	辻クリニック	35-1116
6月14日(日)	寺坂医院	22-3343
6月21日(日)	中沢皮膚科	22-1112
6月28日(日)	中村外科医院	21-6211
7月5日(日)	西澤整形外科	33-0600
7月12日(日)	根岸医院	72-0071

※当番医は変更になる場合がありますので、確認してからおかけください。

広告

広告は、広告主の責任において町が掲載したものです。

広告

広告は、広告主の責任において町が掲載したものです。